

中学3年生の生徒及び保護者 様

静岡県立島田工業高等学校事務部

高校生活における経費等について

本校に入学して、卒業するまでの3年間に必要となる経費や就学支援金等についてご案内します。

これらは本年度の県の条例・規則等によるもののほか、本校での教育活動で必要となる経費を積算したものであり、来年度以降金額が変更となる場合もありますので、概算であることを御承知願います。

1 3年間の概算所要経費

区分	金額(円)	納入方法等	備考
入学料	5,650	入学式当日に現金にて納入	今年度入学生の入学料
授業料	356,400	指定した月に口座振替により納入	就学支援金※の非認定者及び辞退者 (月額9,900円×12月×3年)
学校徴収金等	347,000	指定した月に口座振替により納入 ただし、1年生の初回納入分は、入学料とともに現金で納入	1年：138,000円 2年：130,000円 3年：79,000円 学年・クラス費、修学旅行積立金、PTA会費、後援会費等に振り分けて充当
入学前の物品購入費	約130,000	販売業者に現金にて支払い	制服、実習服、体育衣料、教科書など、全員が購入する必要のある物品
その他		学校からの連絡により現金にて納入	検定や実習に伴う経費 (科により異なります。)

※就学支援金とは

高等学校等に通う生徒の世帯の収入が一定の金額未満の場合に、当該生徒の授業料に充てるため、国から県に対して高等学校等就学支援金が支給されます。(結果的に保護者の授業料納付がなくなります。各保護者に直接支援金が支給されることはありません。)

対象となる年収の目安は・・・

家族構成が父・母・高校生1人・中学生1人で、保護者のどちらか一方が働いている世帯の場合で年収910万円程度未満です。およそ8割の世帯が対象になります。

就学支援金の認定に当たっては、申請書のほか、保護者のマイナンバーがわかる書類の提出が必要となりますので、御協力願います。

2 奨学給付金制度

授業料以外の教育費を軽減するための、返済の必要がない給付型奨学金の制度です。

下記の支給要件の(1)・(2)の両方を満たしている方が申請することにより支給対象となります。

《支給要件》

- (1) 保護者等の「市町村民税所得割額と道府県民税所得割」の合計額が 0 円（非課税）であること 又は 生活保護受給世帯であること。
- (2) 保護者が静岡県内に在住していること。（保護者が単身赴任で県外に住所がある場合は認められません。海外に居住している場合は、対象となりません。）

《支給額》

区 分	支給額（年額）
生活保護受給世帯	32,300 円
市町村民税所得割額非課税世帯（第1子）	84,000 円
市町村民税所得割額非課税世帯（第2子以降）	129,700 円

3 奨学金貸与制度

(1) 教育資金及び奨学金貸与制度

高校に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由から高校での修学が困難な生徒を支援するための静岡県の奨学資金の制度があります。

生徒本人に貸与する貸付金で、卒業後に生徒本人が返還することになります。

(2) その他の奨学資金貸与制度

企業等からの奨学資金制度もあります。